

シンポジウム

障害者差別解消法の改正 —民間事業者の合理的配慮義務化— を踏まえて求められる対応

日時: 2024年4月23日(火) 午後6時~午後8時
場所: 弁護士会館17階1701会議室
(ZOOMウェビナー併用によるハイブリット開催)
どなたでも御参加いただけます。

参加費無料

手話通訳・UDトークあり

お申込は
こちら↓



2016年4月にスタートした障害者差別解消法が改正されました。民間事業者による合理的配慮の提供が義務化されます(2024年4月1日から)。民間事業者は改正法を受けて何をすべきか、困ったときにどこに相談できるか、本シンポジウムを通じて改正法への対応方法について理解を深めていただければ幸いです。ぜひ御参加ください。

報告

①障害者差別解消法とその改正について

板原 愛

(弁護士・東京弁護士会)

②日弁連『事例からわかる
相談担当者のための障害
者差別解消ガイドブック』
の刊行について

原 香苗

(弁護士・仙台弁護士会)

パネルディスカッション

障害者差別解消法の改正-民間事業者
の合理的配慮義務化-を踏まえて求めら
れる対応

<パネリスト>

今泉 妃美子 氏(全日本空輸株式会社C
X推進室CX戦略部)

松尾 章司 氏(東京都手をつなぐ育成会
ゆうあい会会長)

東京都・福祉局障害者施策推進部企
画課担当者

<コーディネーター>

板原 愛(弁護士・東京弁護士会)